

近代法は道徳、倫理を定めない

- ▶ 民法ができたときに、親に孝行を尽くせとも君に忠義を尽くせとも書いていないから、これは悪法だと批判した人が多かった。それは、忠孝がよいとか悪いとかよいう問題ではなく、法律は本質的に個人の内面によって決まるものを定めてはならないということである。
- ▶ 法律は国家権力から出てくる。憲法が個人の行動を規制することはできない。法律は、本質的に個人の内面によって決まるものを定めてはならない。
- ▶ 憲法9条は国家権力が戦争をすることを禁止しているのであって、個人が勝手にやることについては憲法とは一切関係ない。憲法とは国家権力に対する命令であるからである。
- ▶ 民法は各個人に対する命令だといえる。刑法は、人を殺した者は死刑、無期もしくは懲役刑を処す、とある。これは誰に対する命令なのか。裁判官に対する命令である。
- ▶ 刑法や刑事訴訟法には公的機関が行うべき形式的な行為だけについて書いてあって、人を殺すとか悪いことをするなどは一言も書いていない。また、刑法には、人を殺した者を捕まえて起訴しろ、とは書いていない。
捕まえるのは警察官の役割で、起訴するのは検事の責任。起訴は刑事訴訟法に書いてある。だから刑法というのは裁判官が守るべきものである。
- ▶ そんな倫理的、道徳的なことは個人が判断する。近代法とはそういうものである。
- ▶ 就業規則の懲戒処分に、始末書の提出が記載されることが多い。もし、従業員が拒否すれば強要はできない。内心の自由の問題からである。この場合、顛末書に切り替える。
- ▶ 始末書は「問題を起こしたことを謝罪して再発防止に努めることを誓約する文書」、顛末書は「問題の一部始終と再発防止策を客観的に説明し、報告する文書」です。始末書はあくまで「謝罪」がメイン、顛末書は「報告」がメインとなる。
- ▶ 始末書の不提出を理由に懲戒処分を課することができるかについては、効力を否定する判例が多く、避けることが望ましい。
- ▶ トラブルを起こし、「今後トラブルを起こしたら懲戒処分を受け入れ、退職することも受け入れる」とする誓約書を取ることがある。これはほとんど無意味で効力がない。